

希望校の選択方法

同封している「学校選択制希望調査票」に入学を希望する学校名を記入し、同封の返信用封筒にて、提出期限までに必ず郵送または窓口持参にてご提出ください。
記入にあたっては、26ページ・27ページの記入例をご参照ください。

「学校選択制希望調査票」提出期限

- 【郵 送】令和2年10月30日（金）必着
- 【窓口持参】令和2年10月30日（金）19時00分まで
※窓口の受付時間は9時00分から17時30分（金曜日のみ19時00分）までです。
- 【提出先】北区役所1階戸籍登録課②番窓口

※すべての方の提出が必要です。
※通学区域の学校を希望される場合、私立・国立学校等への入学を希望される場合も提出をお願いします。
なお、提出のない場合は、通学区域の学校を希望したものとみなします。

選択における注意事項

通学について

- ◆通学は原則徒歩であり、自転車通学は禁止されています。
- ◆選択した学校から自宅までの距離がおおむね3km以上で、区が指定する区域（9ページ「選択する中学校へ公共交通機関で通学可能な地域」参照）に居住する方については、電車・バス等の公共交通機関を利用しての通学が可能です。ただし、その費用は保護者の負担となります。
- ◆登下校の通学の安全確保は、保護者の責任となりますので、通学時間・方法・安全面において無理がないことをお子様とも十分確認してください。

きょうだい関係について

- ◆兄・姉が学校選択制により通学区域外の学校に就学した場合であっても、妹・弟も学校選択制により同じ学校に就学できるとは限りません。学校選択制の実施した年度の受入可能人数・抽選結果等により、きょうだいで学校が別々になる可能性があります。

選択の機会・変更等について

- ◆学校選択制で学校を選択できるのは、小・中学校へ入学する際のそれぞれ1回のみです。
- ◆学校選択制により希望の中学校への就学が確定した場合、区外への転出や私立・国立学校等への入学などの特別な事由がある場合を除き、辞退することはできません。また、入学後においても同様に、特別な事由がある場合を除き、通学区域の学校へ転校することはできません。

希望校の記入にあたって

- ◆通学区域外の学校を選択した場合、それぞれの学校の受入可能人数の範囲内で受け入れることになりますので、必ず選択した学校に就学できるとは限りません。
- ◆第2希望校を記入される場合、6ページの「抽選から就学校決定までの流れ」を十分確認のうえ、ご記入ください。
- ◆通学区域外の学校を選択した場合、その希望された学校の受入可能人数や抽選等によって、希望校への就学が確定せず、補欠として登録される場合があります。この場合、繰上期限である令和3年2月19日（金）まで希望校への繰上げが確定しない可能性がありますので、通学区域外の学校を選択される場合は、その旨をご了承のうえご記入ください。

その他

- ◆学校行事や地域行事、PTA活動などにも協力していただくことを前提として学校を選択してください。

区内の通学区域一覧

中学校名	小学校名	校 区
北稜中	滝川小	天満 〈1丁目1番～25番、2～3丁目、4丁目1番、2番、3番（1号、9号の一部、10号～15号）、4番（1号、11号～18号）、5番～8番、9番（1号、10号～17号）、10番、11番（1号、11号～18号）、12番（1号、2号の一部、12号～20号）、13番～16番、17番（1号、11号の一部、12号～19号）〉 天満橋 〈1丁目1番（1号～30号、45号～78号）、2番（1号～10号、25号～36号）、8番（1号～23号、32号～35号、98号～128号）〉
	堀川小	天満橋 〈1丁目1番（31号～44号）、2番（11号～24号）、3番～7番、8番（24号～31号、36号～97号）、2～3丁目〉 東天満（1～2丁目） 松ヶ枝町 同心（1～2丁目） 紅梅町 与力町 天神橋（2～3丁目） 南森町（1～2丁目） 末広町 天満 〈1丁目26番（滝川小へも）、4丁目17番（2号～10号、11号の一部）〉
大淀中	中津小	中津（1～7丁目）
	大淀小	大淀北（1～2丁目） 大淀中（1～5丁目） 大淀南（1～3丁目）
豊崎中	豊崎小	本庄西（2丁目21番の一部、22番の一部） 豊崎（1～7丁目）
	豊崎本庄小	本庄東（1～3丁目） 本庄西 〈1丁目、2丁目（21番の一部、22番の一部を除く）、3丁目〉
新豊崎中	豊崎東小	長柄東（1丁目、2丁目1番～6番） 国分寺（1～2丁目） 長柄中 〈1丁目、2丁目（5番の一部、6番～8番を除く）〉 長柄西 〈1丁目（3番の一部、4番の一部、5番、6番、7番の一部、8番を除く）〉 天神橋 〈7丁目（12番、13番の一部、14番、15番を除く）〉
	豊仁小	長柄東 〈2丁目（1番～6番を除く）、3丁目〉 長柄中 〈2丁目5番の一部、6番～8番、3丁目〉 長柄西 〈1丁目3番の一部、4番の一部、5番、6番、7番の一部、8番、2丁目〉 天神橋 〈7丁目12番、13番の一部、14番、15番、8丁目〉
天満中	西天満小	天神橋（1丁目） 天神西町 菅原町 西天満（1～6丁目） 天満 〈4丁目 3番（2号～8号、9号の一部）、4番（2号～10号）、9番（2号～9号）、11番（2号～10号）、12番（2号の一部、3号～11号）〉
	菅北小	樋之口町 菅栄町 池田町 錦町 天神橋（4～6丁目） 扇町（1丁目1番の一部）
	扇町小	曾根崎（1～2丁目） 梅田（1～3丁目） 小松原町 堂山町 太融寺町 兎我野町 角田町 南扇町 野崎町 茶屋町 曾根崎新地（1～2丁目） 鶴野町 大深町 神山町 黒崎町 万歳町 堂島（1～3丁目） 堂島浜（1～2丁目） 中之島 1～6丁目（ただし3～6丁目は、西天満小・西区西船場小・西区花乃井中へも） 山崎町 浪花町 芝田（1～2丁目） 中崎（1～3丁目） 中崎西（1～4丁目） 浮田（1～2丁目） 扇町（1丁目1番の一部、2丁目）